

第3章

みどりの配置方針

生きもの紹介



ニホンヤモリ

民家周辺で昆虫やクモなどを食べています。夜行性で冬は冬眠します。市内では各所で見られます。

イラスト 森上義孝

第3章 みどりの配置方針

1. 基本方針

みどりの主要な機能である環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成からみたみどりの配置方針を定めています。また、それらを総合的に踏まえたみどりの配置が本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」になります。さらに、レクリエーション機能と関連が深い都市公園の整備及び管理の方針を定めています。

また、周辺の藤沢市や平塚市、寒川町とのつながりを意識することで、広域的なみどりのネットワークの形成を目指します。



2. 周辺市町の計画

周辺市町の計画は以下のとおりです。

○藤沢市

「藤沢市緑の基本計画 2011 年(平成 23 年)3 月」では、みどりの軸線として「湘南海岸ベルト」や「中央ベルト」、「小出川ベルト」が本市につながる緑地配置計画となっています。

また、「藤沢市生物多様性地域戦略」(平成 30 年(2018 年))に統合された「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」(2007 年(平成 19 年))では、「^{うちもどり}打戻・小出川合流域」や「城南斜面緑地」、「辻堂海岸」が本市につながる保全型ビオトープ核エリアとなっています。

○平塚市

「平塚市緑の基本計画 (第 2 次)(平成 22 年 3 月)」では、緑と水の将来構造と目標として「湘南海岸の緑・水辺軸」、「相模川・金目川の緑・水辺軸」が本市につながる緑地配置計画となっています。

また、「平塚市環境基本計画(平成 29 年 3 月)」では、自然環境分野の施策としてみどりのネットワークの形成を位置づけています。

○寒川町

「寒川町みどりの基本計画」(平成 30 年現在改定中)では、小出川西側に沿って農地やみどりの核となる施設緑地などが連続する将来像を検討しています。

3. 機能別の配置方針

(1) 環境保全機能からみたみどりの配置方針

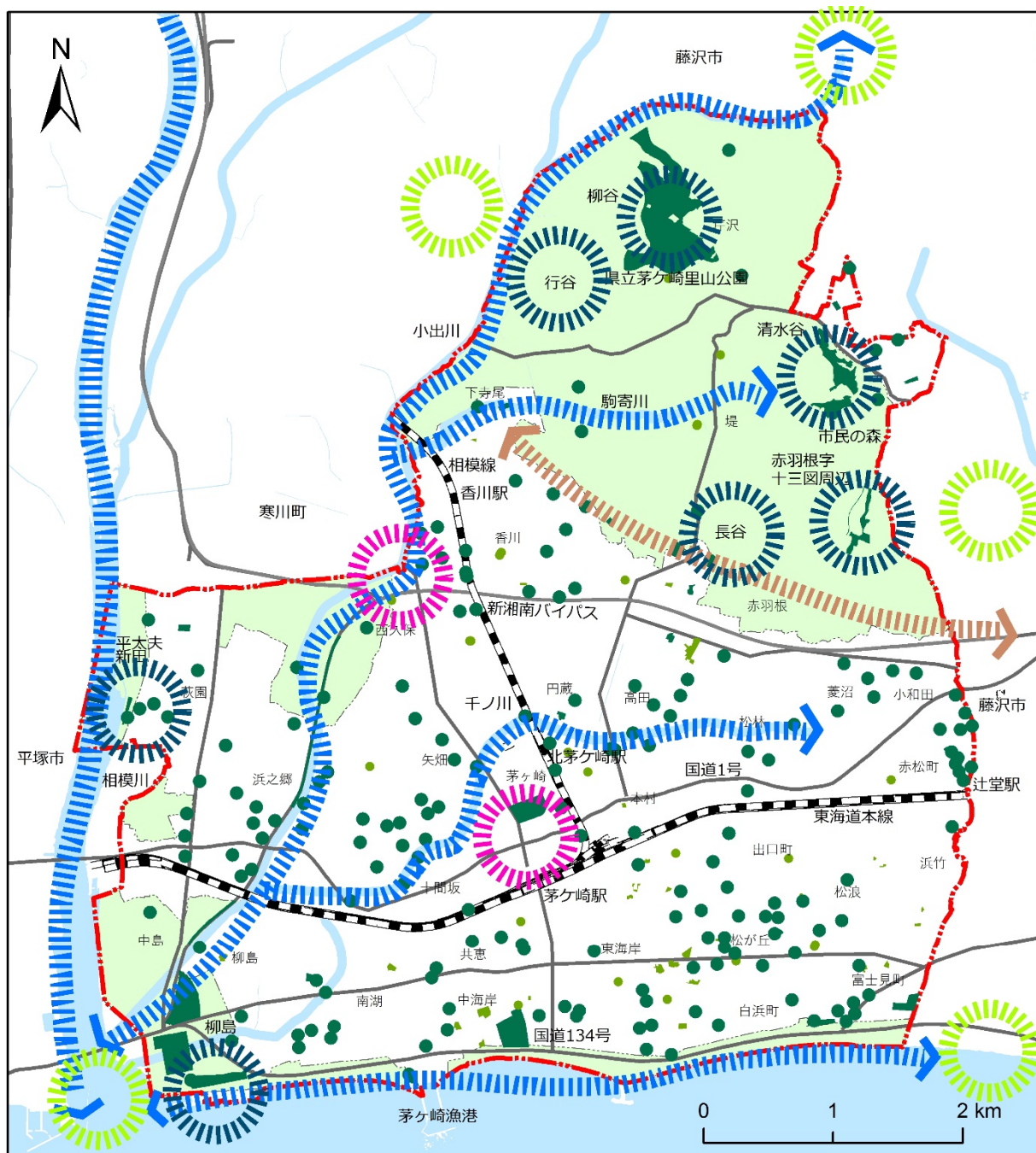
環境保全機能は生きものの生息・生育環境としての機能や気象の緩和など環境の維持や改善に資するみどりの機能です。生物多様性の保全にも密接に関連することから、多様な生きものが多く見られる地域をネットワークの核(コア)と位置づけ、相互に繋いでいく生態系ネットワークの形成を目指します。また、相模川や小出川などの河川、北部丘陵の斜面林や農地、海岸に沿って分布する海岸林や市街地のみどりは、核となる生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。

1) 拠点となる生きものの生息・生育空間の保全

- ・自然環境評価調査の結果から「指標種が数多く確認されている地区」や「固有性が高い地区」、「生きものの移動空間となっている地区」として示された特に重要度の高い自然環境である柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田及び柳島の7地域を生態系ネットワークの核(コア)として優先的に保全
- ・保全にあたっては、土地利用に対する規制制度や生きものの生息・生育環境に配慮した保全管理のしくみづくりなどの複合的な施策を展開

2) 生きものの生息・生育空間をつなぐみどりの確保

- ・生態系ネットワークの核をつなぐみどりの保全・再生・創出
- ・生きものの生息・生育空間や移動空間となる河川や斜面林、海浜、海岸林の保全
- ・自然環境評価調査の結果から抽出された生きものの移動空間として重要な地点・地域(中央公園周辺・小出川大曲橋周辺)の保全・再生



凡例

- | | |
|-------------------|-------------|
| 拠点となる生きものの生息・生育空間 | 市街化調整区域のみどり |
| 生きものの移動経路として重要な場所 | 都市公園・緑地 |
| 周辺市町の生態的に重要な地域 | 保存樹木・樹林 |
| 河川・海岸の生態系ネットワーク | |
| 陸域の生態系ネットワーク | |

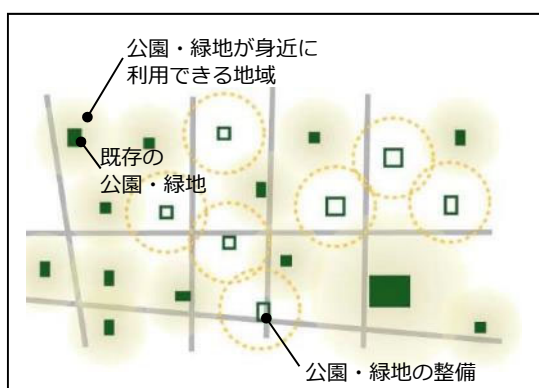
環境保全機能からみた配置方針図

(2) レクリエーション機能からみたみどりの配置方針

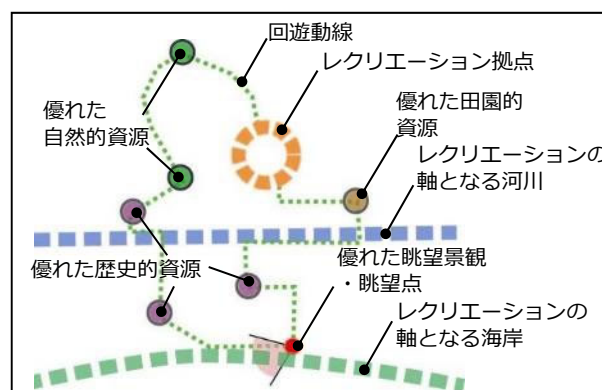
北部丘陵や海岸などの豊かな自然環境は、市民がみどりとふれあうレクリエーション空間として、健康的で心豊かに生活するために重要なものです。また、茅ヶ崎中央公園や県立茅ヶ崎里山公園などの公園では、生物多様性の保全に配慮しながらスポーツや遊びなどの場となるレクリエーションの拠点としての活用を推進します。

日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間が不足している地域では公園・緑地の整備を進めていきます。

さらに、本市の特徴ある歴史・文化資源を活用し、それを知り、楽しむことのできる回遊動線※の充実を図ります。



身近なレクリエーション空間の配置方針概念図



回遊動線の概念図

※回遊動線：地域の優れた自然や歴史に関わる様々な見所を徒歩や自転車などで巡り楽しむコースです。

1) レクリエーションの拠点となるみどりの活用

- ・北部丘陵の谷戸や斜面林、海岸などのみどりを保全し、自然とのふれあいの場や環境学習の場の拠点として活用
- ・都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度の利用を検討し、レクリエーションの拠点となるみどりの協働による維持管理や利活用の推進

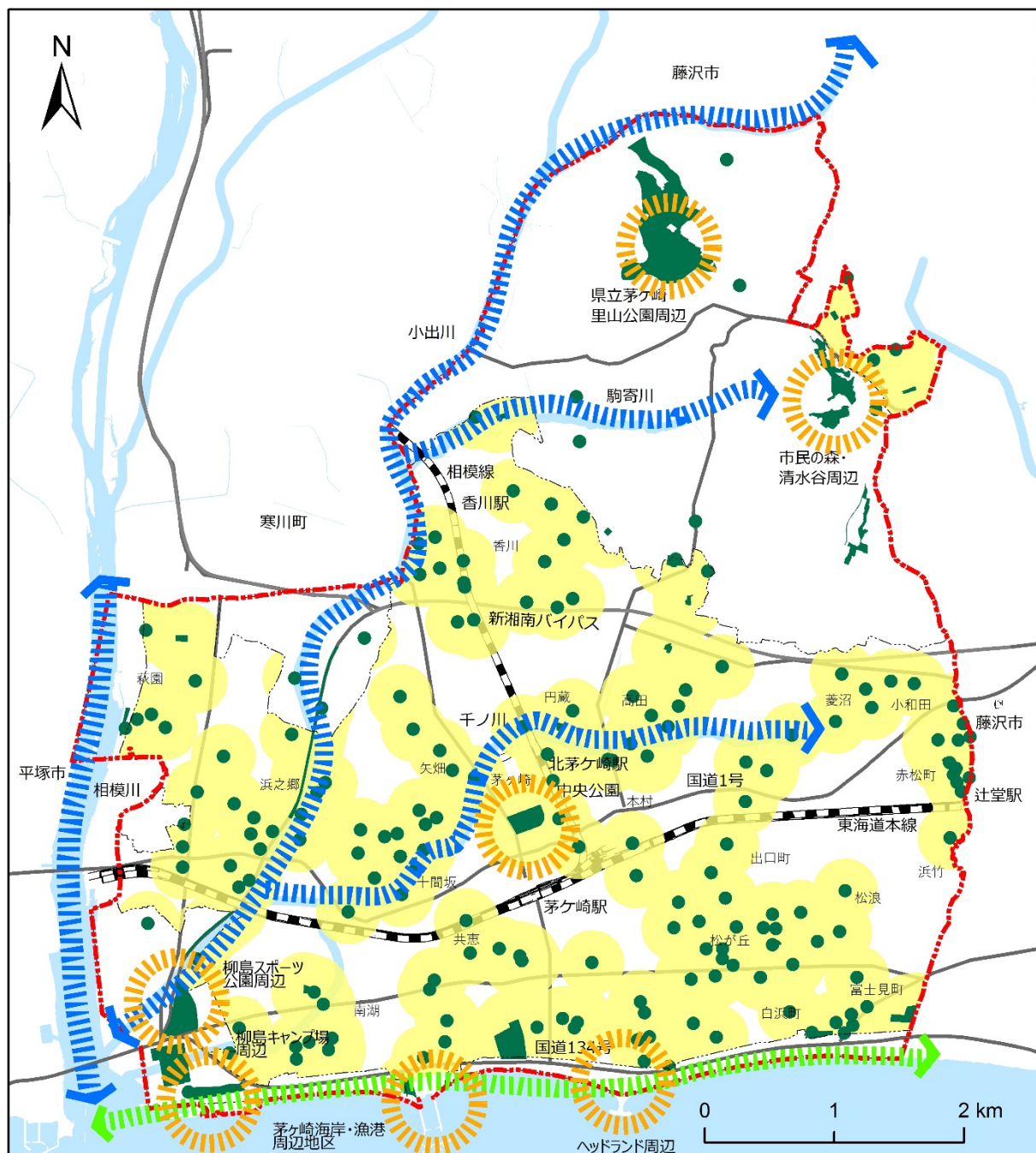
2) 日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実

- ・日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園における協働による維持・管理の推進
- ・公園・緑地が求められる地域における身近な公園・緑地等の整備
- ・良好な住環境を創出する公共施設緑地の整備及び民間施設の緑化推進



第3章

みどりの配置方針



凡例

- レクリエーションの拠点となる地域
- レクリエーションの軸となる河川
- レクリエーションの軸となる海岸
- 都市公園・緑地
- 公園・緑地が身近に利用できる地域

レクリエーションからみたみどりの配置方針図

(3) 防災・減災機能からみたみどりの配置方針

みどりには、自然災害や火災などによる被害の緩和・防止や、災害時の一時避難の場としての機能などがあります。本市では、みどりが持つこれらの機能に着目して、みどりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

1) 自然災害の緩和・防止機能の充実

- ・洪水などの自然災害の緩和・防止に寄与する北部丘陵や河川沿いのみどりや遊水機能を有する農地などの保全・再生
- ・潮風や飛砂防備、津波や高潮の緩衝地帯としての役割をもつ湘南海岸砂防林や海浜の保全

2) 延焼火災の緩和機能の確保

- ・延焼防止や延焼遅延機能、一時的な避難場所としての機能を持った緑地の確保
- ・延焼遅延機能を持つ生垣や街路樹などによる緑化の推進

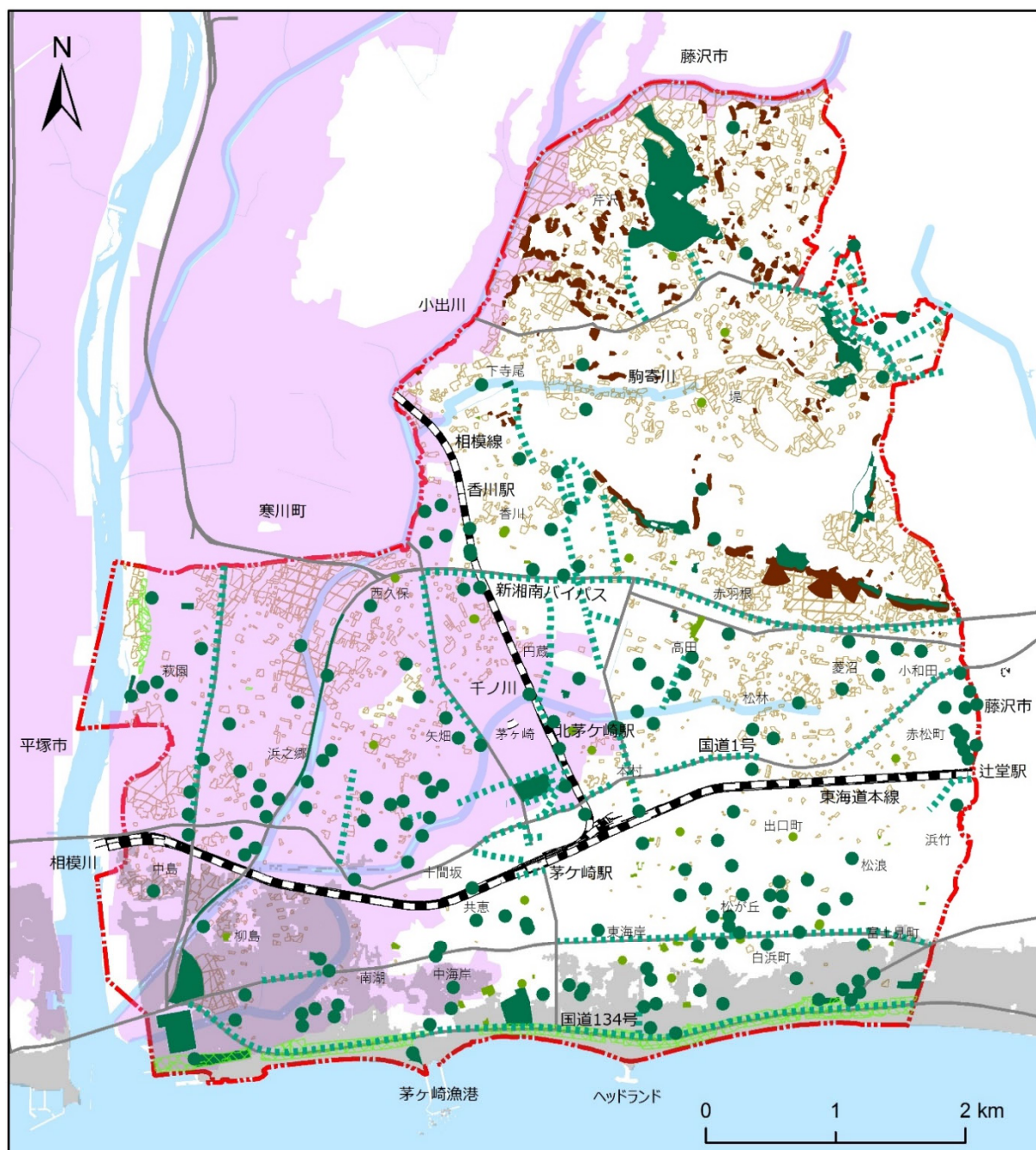
3) 災害時の活動場所の確保

- ・災害時の一時的な避難場所や復旧活動の拠点となる公園や公共施設緑地の確保



第3章

みどりの配置方針



凡例

- | | |
|----------|-----------|
| 土砂災害警戒区域 | 都市公園・緑地 |
| 津波浸水想定区域 | 保安林 |
| 洪水浸水想定区域 | 保存樹木・保存樹林 |
| | 農地 |
| | 街路樹 |

防災・減災からみたみどりの配置方針図

出典：茅ヶ崎市(平成 27 年 10 月)「茅ヶ崎市土砂災害ハザードマップ」

出典：茅ヶ崎市(平成 24 年 6 月)「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」

出典：茅ヶ崎市(平成 20 年 3 月)「茅ヶ崎市洪水ハザードマップ(小出川・千ノ川・駒寄川および内水版)」

出典：茅ヶ崎市(平成 29 年 12 月)「茅ヶ崎市洪水(想定最大規模降雨 相模川版)・土砂災害ハザードマップ(相模川版)」

(4) 景観形成機能からみたみどりの配置方針

北部丘陵や農地、河川、海岸などのみどりは本市の景観形成に重要なものです。また、旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残す松林などは、他の資源と一体となることで本市の歴史と文化を今に伝えるにとどまらず、これからの個性あるまちなみづくりの重要な資源となります。そのため、これらの景観を形成するみどりの保全・再生を目指します。

また、市民がみどりにふれあう機会を提供し、日常生活空間にうるおいを与えるまちのみどりの創出を推進します。

1) 地域の自然的景観を形成するみどりの保全・再生

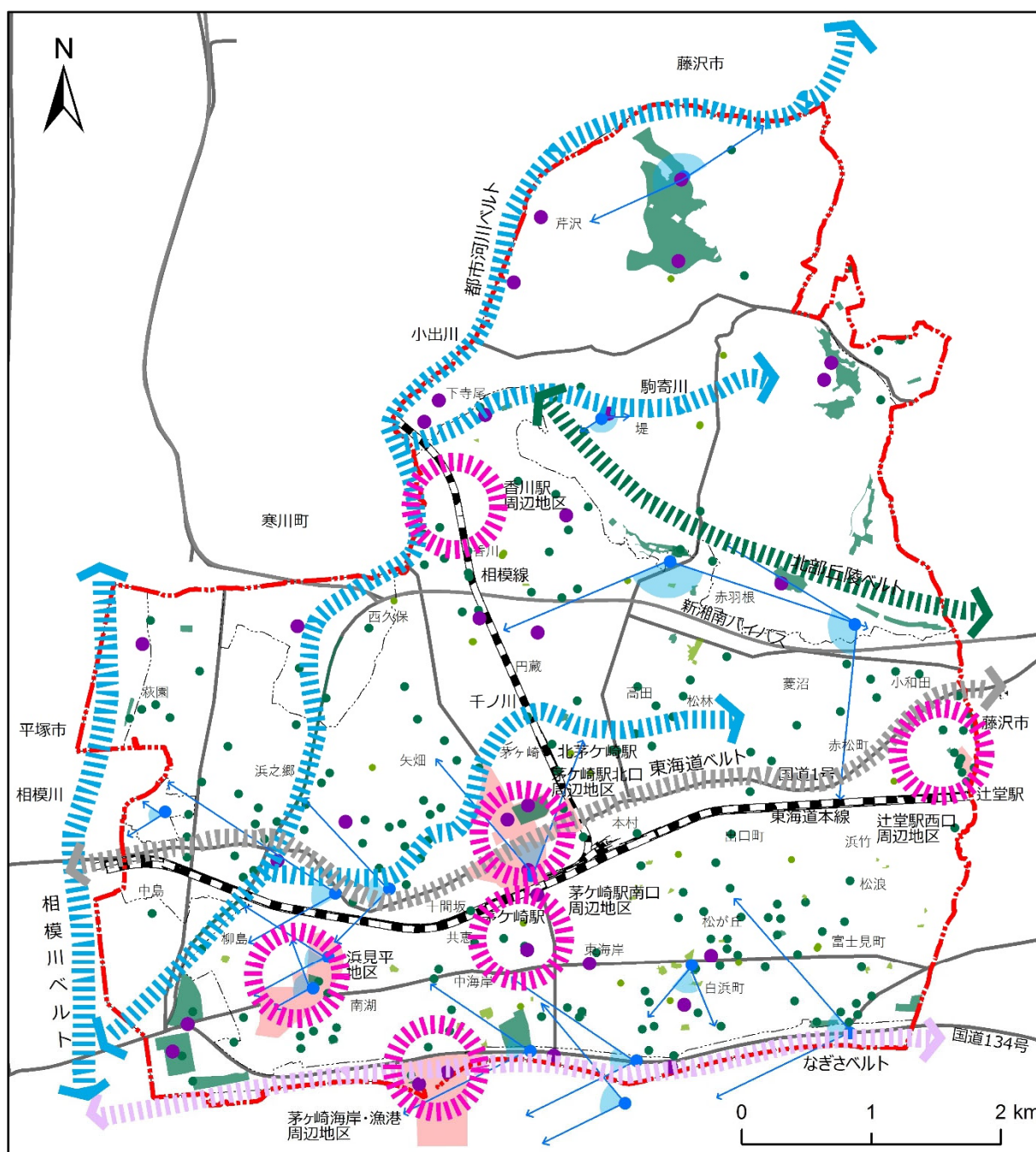
- ・ 北部丘陵の谷戸や斜面林、農地などの保全・再生
- ・ 海岸や河川のみどりの保全・再生
- ・ 優れた眺望景観を構成するみどりの保全・再生

2) 日常生活空間にうるおいを与えるまちのみどりの創出

- ・ 地域の景観形成のモデルとなる公共施設の緑化推進
- ・ 住宅地などの民有地の緑化推進によるうるおいのある景観づくり
- ・ うるおいのあるまちなみ形成のための沿道のみどりの創出

3) 歴史・文化が息づくみどりの保全・再生

- ・ 茅ヶ崎の歴史・文化を感じる旧街道の松並木や社寺などのみどりの保全・再生



凡例

- | | |
|--------------------|-------------|
| 景観ベルト(相模川・都市河川ベルト) | 特別景観まちづくり地区 |
| 景観ベルト(北部丘陵ベルト) | 都市公園・緑地 |
| 景観ベルト(なぎさベルト) | 保存樹木・樹林 |
| 景観ベルト(東海道ベルト) | 景観ポイント |
| 景観拠点 | 眺望点 |

景観形成からみたみどりの配置方針図

(5) みどりの総合的な配置方針

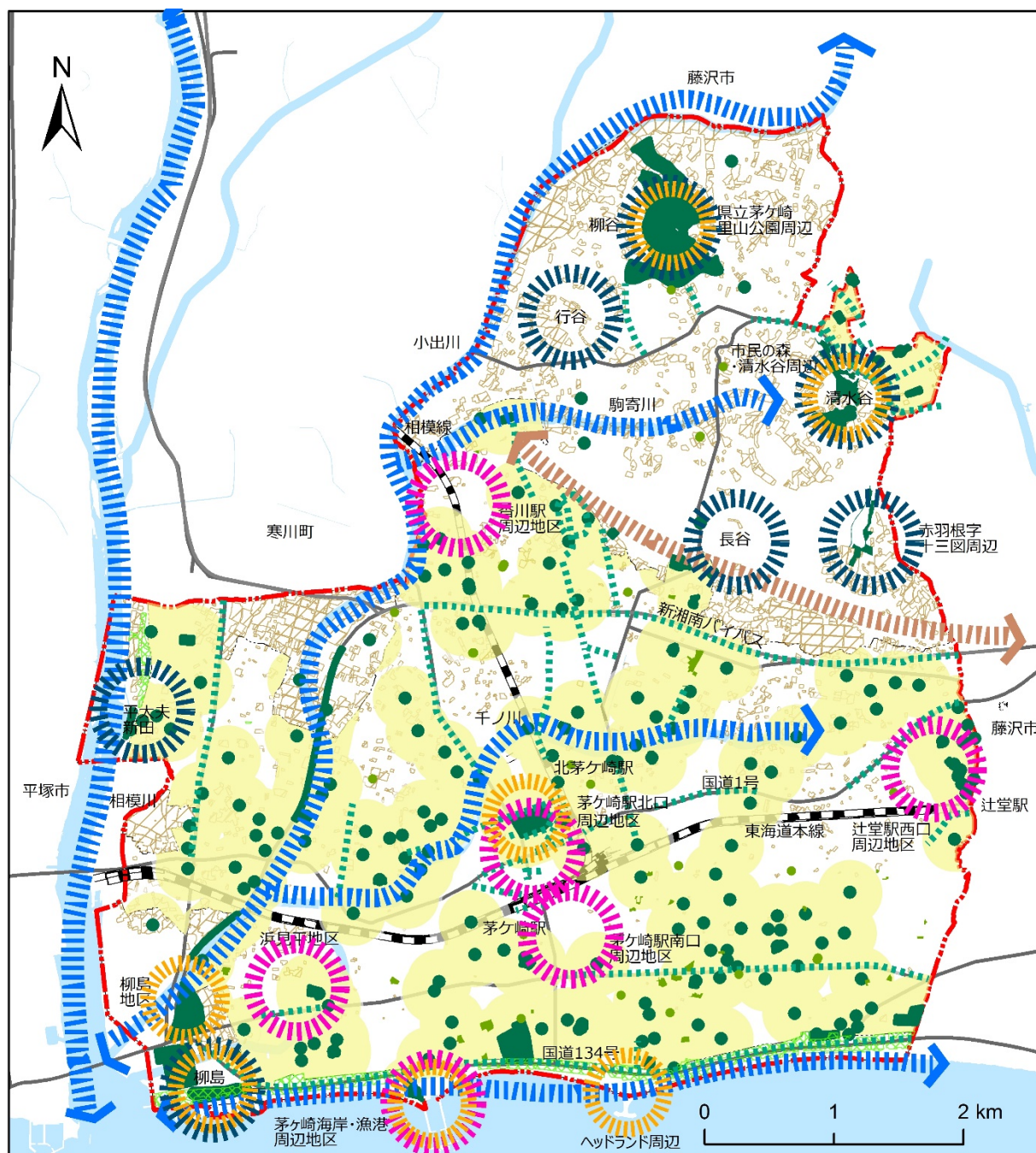
環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成の各機能を踏まえた総合的な配置方針に基づいてみどりを配置し、本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」を実現します。

将来像の実現に際しては、みどりの総合的な配置方針とともに、地域のまちづくりの方向性や土地利用の状況を踏まえ、都市公園等の施設緑地として確保するか、特別緑地保全地区や保存樹林などの地域制緑地として保全するかなどの手法を検討し、地域特性に応じたみどりを確保していきます。



第3章

みどりの配置方針



凡例

- 拠点となる生きものの生息・生育空間
- レクリエーションの拠点となる地域
- 景観拠点となる地域
- 陸域の生態系ネットワーク
- 河川・海岸の生態系ネットワーク

- 都市公園・緑地
- 公園・緑地が身近に利用できる地域
- 保存樹木・樹林
- 保安林
- 農地
- 街路樹

みどりの総合的な配置方針図※

※総合的な配置方針図は、立地特性を踏まえた効果的なみどりの保全・再生・創出に取り組むため、4つの機能別の配置方針を総合的に示したものです。

4. 都市公園の整備及び管理方針

施設緑地の中核となる都市公園の配置方針と併せて、整備及び管理の方針を位置づけています。都市公園については機能別の配置方針を踏まえながら、周辺のまちづくりと調和のとれた整備を検討します。また、地域住民が愛着を持ち、親しみのある公園とするために、市民や事業者などとの協働による管理運営を推進します。さらに、都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度を利用し、民間活力を導入した都市公園の整備や管理を検討します。

都市公園の現況値と目標値

緑地種別	現況値(平成 30 年(2018 年))			目標値(平成 40 年(2028 年))		
	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人
街区公園	150	15.01	0.62	164	15.48	0.65
近隣公園	5	6.07	0.25	5	6.07	0.26
地区公園	3	16.59	0.69	3	16.59	0.70
運動公園	1	6.47	0.27	1	6.47	0.27
特殊公園	1	0.27	0.01	1	0.27	0.01
広域公園	1	35.21	1.46	1	36.80	1.55
都市林	—	—	—	1	1.67	0.07
都市緑地	13	1.84	0.08	13	1.84	0.08
市民緑地	—	—	—	3	0.09	0.00
計	174	81.46	3.37	192	85.28	3.58

(1) レクリエーション拠点機能を持つ公園

- ・立地特性や自然環境を活かし、みどりとのふれあいや環境学習の場などとして活用します。
- ・子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。
- ・大規模な開発などが行われる地域では、事業計画と連動した公園の整備を促進します。
- ・リニューアルが必要となる場合には、防災機能の強化を検討します。
- ・市民の森を都市林として整備することを目指します。

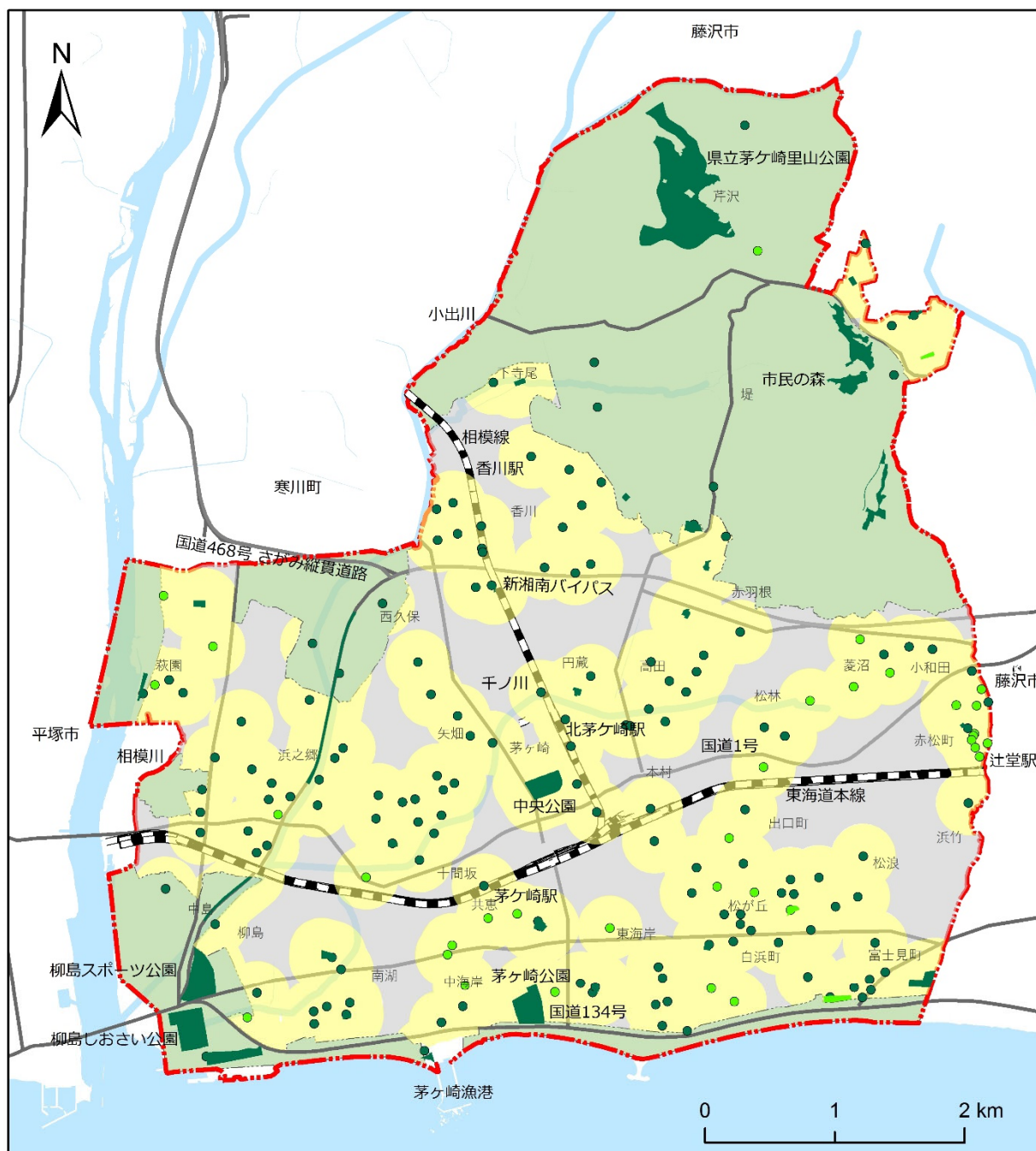
(2) 身近な公園

- ・身近なレクリエーション空間の充実を図るため、公園・緑地が不足している地域での公園整備を推進します。
- ・公有地化が困難な場合には、借地による整備なども検討します。また、市民緑地制度の活用を促進します。
- ・既存樹木などを保全し、自然環境に配慮した整備を推進します。
- ・ユニバーサルデザインや防災・減災機能に配慮した公園整備を推進します。
- ・地域の景観に配慮した公園・緑地を整備します。
- ・地域住民の意見を踏まえ、愛着を持てる公園・緑地を検討します。
- ・提供公園の整備にあたっては、開発計画段階に公園計画について事業者と協議を行い、地域に親しまれる公園づくりを促進します。



第3章

みどりの配置方針



凡例

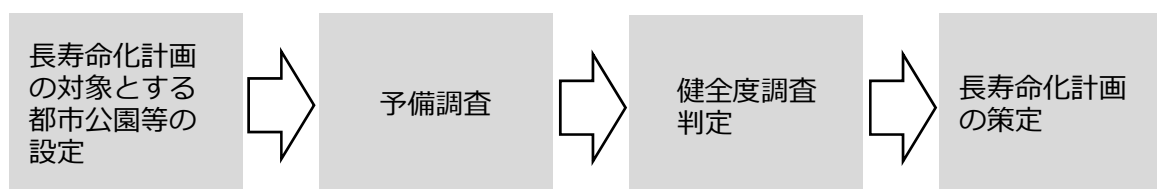
- 都市公園・緑地
- 愛護会のある都市公園・緑地
- 公園・緑地が身近に利用できる地域
- 公園・緑地の整備を推進する地域
- 市域
- 市街化調整区域

都市公園整備方針図

(3) 公園施設長寿命化と計画的な管理の推進

少子高齢化などの社会情勢の変化により公園の利用が変化しているとともに施設の老朽化が進んでいます。また、公園の管理は限られた予算の中で計画的に行うことが求められています。

公園施設を長寿命化し、利活用を推進することは、日々の生活を豊かにするレクリエーション空間を充実させる効果があることから、公園施設の長寿命化を推進するため、公園施設長寿命化計画※の検討と、計画に基づく管理を推進します。



公園施設長寿命化計画のフロー

※公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものです。

出典：国土交通省公園緑地・景観課(平成24年(2012年))「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」 一部改変

(4) 協働による管理運営の推進

公園における公園愛護会をはじめとした協働による管理運営を支援します。

また、都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度利用を検討し、地域による維持管理や福祉、産業分野と連携した管理や活用の推進を図ります。

さらに、祭りなどの行事や公園愛護会による公園管理などの管理活動を通じた交流は、公園への愛着を深めるとともに、地域コミュニティの醸成に貢献することができることから、自治会や公園愛護会などの既存組織やNPOなどの市民団体による公園利用の活性化や事業者のCSR活動などを推進していきます。



自治会による活動
(北五みんなの広場)



5. その他施設緑地の整備及び管理方針

(1) 公共施設緑地の整備及び管理方針

公共施設緑地は、生物多様性に配慮した緑化を行うとともに、適切な管理を行い地域のモデルとなる緑化を目指します。

公共施設緑地の現況(参考)

(平成30年(2018年)4月1日現在)

緑地種別	現況値(平成30年(2018年))		
	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人
青少年広場	17	3.74	0.15
未公告公園	8	1.50	0.06
未公告緑地	4	3.67	0.15
その他(市民の森など)	1	1.67	0.07
運動場・グラウンド	4	6.91	0.29
家庭菜園	8	0.87	0.04
その他公共施設緑地	54	19.72	0.82
計	96	38.08	1.58

(2) 民間施設緑地の整備方針

みどりとのふれあいの機会を増やし、日常生活空間にうるおいを与えるうえで重要となる民間施設緑地の維持・確保を目指します。良好な環境の創出を目指し、事業者との協議を行います。

民間施設緑地の現況(参考)

(平成30年(2018年)4月1日現在)

緑地種別	現況値(平成30年(2018年))		
	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人
市民農園	47	3.15	0.13
社寺境内地	71	18.02	0.75
ゴルフ場	4	180.20	7.46
計	122	201.37	8.34



千ノ川橋上流

JR 相模線北茅ヶ崎駅

イラスト：森上 義孝